

産後ケア事業のご案内



流産・死産を経験された女性が、安心して過ごせるようにサポートします。
体調が良くない、出産後サポートしてくれる人がいないなどの場合、産後ケア事業をご利用ください。

利用できる方

- 泉南市在住の流産・死産後 1 年未満の女性
- 心身の不調または育児に不安がある方で、家族等のサポートが得られにくい方。
- ※但し、医療行為が必要、感染症疑いがある方は利用できません。

ケア内容及び自己負担額

○健康相談、身体のケア、休息の確保 等

	食事	利用者負担金		
		課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
ショートステイ (宿泊のご利用) 原則午前 10 時～翌日午前 10 時	1 泊 3 食	1 泊 2 日 : 1,400 円	1 泊 2 日 : 700 円	無料
デイサービス (日帰りのご利用) 原則午前 10 時～午後 7 時	1 日 2 食	1 日 : 1,400 円	1 日 : 700 円	無料
短時間デイサービス 原則 2 時間程度	なし	2 時間 : 280 円	2 時間 : 140 円	無料

※上記以外のケアをご利用された場合は、別途自己負担が必要となります。

※利用者負担金は施設でお支払いください。

※利用期間はショートステイ、デイサービス合わせて 7 日間まで。短時間デイサービスは 3 回まで。

利用方法

泉南市立保健センターへ **事前申請が必要です。**

事前申請は、**利用希望日の 3 日前 (土日、祝日、年末年始を除く) まで**に行ってください。

1. 利用申請: 「産後ケア利用申請書兼情報提供書」に必要事項を記入し、泉南市立保健センターに提出してください。

<持ち物> 母子健康手帳・本人確認書類(健康保険証・運転免許等)

※申請受付の際に、現在のご様子や希望のケア内容等をお伺いいたします。

※ご利用されるご本人(母)以外の、代理の方の申請も可能です。(退院前の申請可)

2. 利用決定: 保健センターにて利用の可否の検討、及び施設と希望日時調整を行い、決定後「産後ケア事業利用承認決定通知書」をご自宅へ郵送します。

3. 利 用: 「産後ケア事業利用決定通知書」をご持参の上、ご利用ください。

利用の取消し・変更

○利用の申請内容の変更や利用の辞退をする場合は、利用施設に直接連絡するとともに、「産後ケア事業利用変更申請書」を保健センターまで提出してください。
(キャンセル料が発生する場合があります)

○なんらかの理由で利用を中断した場合は、1日分(1回分)を利用したものとし、一部負担金をお支払いください。ただし、ショートステイについては、午後7時までに利用を中断した場合は、デイサービスに切り替えて利用したものとしますので、その額をお支払いください。

宿泊利用に必要なもの

母子健康手帳・健康保険証、その他 必要な衣類・洗面用具等については各施設へご確認ください。

利用できる施設

施設名	住所	電話番号	ショート	デイ	短時間デイ
			ステイ	サービス	サービス
おさきマタニティクリニック	貝塚市堀2丁目 19-15	423-1103	○	○	○
谷口病院	泉佐野市大西 1-5-20	463-3232	○	○	○
笠松産婦人科	阪南市鳥取中 192-2	471-3222	○	○	○
阪南市民病院	阪南市下出 17	471-3321	○	○	○

その他注意点等

- ・ご本人以外(家族等)のご利用については原則できません。申請の際にご相談ください。
- ・利用時期が年度をまたぐ場合は、新年度に新規申請が必要です。

お問い合わせ先

泉南市立保健センター(泉南市健康子ども部保健推進課)

電話: 072-482-7615

FAX: 072-485-1621